



福岡医発第1300号(地)

平成26年 8月 4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

平成26年度健やか親子フォーラム（福岡県母子保健大会）における
功労者表彰の候補者推薦について

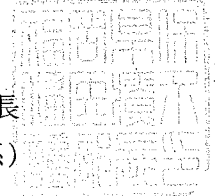
標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部より別紙のとおり通知
がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員で適任者がおられましたら、政令市長、中核
市長、大牟田市長又は保健福祉（環境）事務所長を経由して9月10日
（水）までに、福岡県保健医療介護部健康増進課あてに必要な書類をご提
出いただきますようよろしくお願い致します。

26健第2144号
平成26年7月29日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課母子保健係)



平成26年度健やか親子フォーラム(福岡県母子保健大会)における功労者表彰
の候補者推薦について(依頼)

本県の母子保健事業の推進につきましては、日ごろから御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、標記大会の開催にあたり、別添「福岡県母子保健家族計画事業功労者知事表彰要綱」に基づき知事表彰を行います。

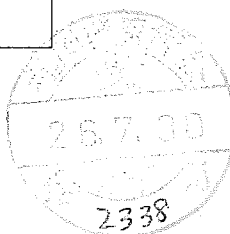
ついで、候補者の推薦にあたり、政令市長、中核市長、大牟田市長又は保健福祉(環境)事務所長を経由して9月10日(水)までに、当部健康増進課長あてに必要書類を提出することとなっておりますので、お知らせします。

福岡県保健医療介護部
健康増進課母子保健係

担当：森 川

TEL 092-643-3307

FAX 092-643-3271



福岡県母子保健家族計画事業功労者知事表彰要綱

1 目 的

福岡県における母子保健事業及び家族計画事業に永年従事し、事業の普及推進に著しい功績のあった個人及び団体に対して福岡県知事表彰を行い、もって本事業の発展と県民の福祉の向上に資することを目的とする。

2 推薦基準

個人、団体ともに業績内容が次の各項に掲げる要件にそれぞれ該当し、かつ、母子保健事業又は家族計画事業に対する貢献度が顕著なもの。ただし、既に関連事業について知事の表彰を受けた者を除く。

(1) 個人の部

ア 母子保健事業又は家族計画事業に10年(公務員在職中の業績を除く。)

以上従事し、母子保健の向上又は家族計画の普及に著しい功績があった者

イ 母子保健事業又は家族計画事業の改善推進に貢献し、その効果が著しい者

ウ 担当地区の母子保健の向上又は家族計画の普及に関する思想を高めた者

(2) 団体の部

ア 母子保健事業又は家族計画の普及事業を5年以上実施し、地区の母子保健の向上又は家族計画の普及に著しい功績があったもの

イ 地区住民の母子保健の向上又は家族計画の普及に関する思想を高め、かつ、地区組織の育成強化についてその効果が著しいもの

3 提出書類

推薦基準に基づき、保健所長(保健所を設置する市にあっては、市長)を経由して次の書類を提出するものとする。

(1) 福岡県母子保健家族計画事業功労者知事表彰推薦調書(別紙様式1)

1 部

(2) 知事表彰推薦調書(個人)(別紙様式2)

1 部

(3) 知事表彰推薦調書(団体)(別紙様式3)

1 部

4 選考方法

- (1) 推薦基準に基づき推薦された候補者の中から、母子保健家族計画業務功労者選考委員会の選考を経て被表彰者を20名程度決定する。
- (2) 前記委員会は、次の者をもって構成する。

委員長	保健医療介護部長	委員	保健医療介護総務課長
委員	保健医療介護部次長	委員	健康増進課長
委員	保健医療介護部医監	委員	医療指導課長

5 表彰の実施時期

福岡県母子保健家族計画大会において表彰する。

補 則

この要綱の実施に関する事務は、保健医療介護部健康増進課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年7月5日から施行し、改正後の福岡県母子保健家族計画事業功労者知事表彰要綱の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年7月2日から施行し、改正後の福岡県母子保健家族計画事業功労者知事表彰要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行し、改正後の福岡県母子保健家族計画事業功労者知事表彰要綱の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月22日から施行し、改正後の福岡県母子保健家族計画事業功労者知事表彰要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月14日から施行し、改正後の福岡県母子保健家族計画事業功労者知事表彰要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年9月9日から施行し、改正後の福岡県母子保健家族計画事業功労者知事表彰要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

様式 1

福岡県母子保健家族計画事業功労者知事表彰推薦調書

市
保健福祉環境事務所

被推薦者名又は団体名	推薦順位	推薦理由及び推薦順位決定の理由

(注) 被推薦者名には、ふりがなをつけること。

様式 2

知事表彰推薦調書（個人）

県（政令市）				事業内容
所轄保健所 (保健福祉環境事務所)				1 母子保健事業 (1) 事業活動を行うに至った動機及び沿革 (2) 事業の実施方法 (3) 経過及び現状 (4) 効果
ふりがな 被推薦者				
性別		年齢	歳	
現住所				
職業				
事業従事年数				
表彰歴				
年月	主 体	事 由		2 家族計画普及事業 (1) 事業活動を行うに至った動機及び沿革 (2) 事業の実施方法 (3) 経過及び現状 (4) 効果
経 歴				(3) 経過及び現状 (4) 効果
年 月	主なる事業経歴			

（注）本表には、必ず本人の履歴書を添付すること。（写真は不要）

様式 3

知事表彰推薦調書（団体）

県（政令市）		事業内容	
所轄保健所 （保健福祉環境事務所）		1 母子保健事業 （１）事業活動を行うに至った動機及び沿革 （２）事業の実施方法 （３）経過及び現状 （４）効果 2 家族計画普及事業 （１）事業活動を行うに至った動機及び沿革 （２）事業の実施方法 （３）経過及び現状 （４）効果	
ふりがな 被推薦団体名			
被推薦団体代表者氏名			
被推薦団体の所在地			
団体の活動区域内の面積			
被推薦団体の本来の業務			
事業継続年数			
表 彰 歴			
年 月	主 体	事 由	

（注）本表には、必ず本人の履歴書を添付すること。（写真は不要）